

## 生活習慣病重症化予防対策事業に 基づいた「糖尿病性腎症重症化予防 プログラム」を実施しています

市では、国民健康保険に加入されている方を対象に、医療機関受診状況(レセプトデータ)や特定健康診査の結果などから生活習慣病の重症化を予防するために糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。対象者には、7月～8月にかけて案内を発送しています。ぜひご活用ください。

なお、本事業は、県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しており、株式会社NTTデータ、株式会社NTTネクシアなどに委託し、実施しています。委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などを連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。事業の内容は次のとおりです。

### 保健指導

- ▶対象 現在、糖尿病で治療中の方
- ▶内容 食事や運動など、生活習慣を改善するための相談支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

### 受診のご案内

- ▶対象 糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方
- ▶内容 医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関へ受診をお願いします。

### 保健指導継続プログラム

- ▶対象 平成29・30年度、令和元年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方
- ▶内容 引き続き生活改善の相談支援を実施します。
- ▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

## 介護事業所は感染症予防対策を 行いながら運営しています

市では、行田市在宅医療・介護連携支援センターの協力のもと、通所系、訪問系、施設・居宅系サービスごとに「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト」を作成し、市内介護事業所に配布しました。事業所ごとに定期的にチェックを行い、感染症予防対策を徹底しています。チェックリストは、市ホームページに掲載しています。

- ▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度 からのお願 交通事故にあつたら届け出を

交通事故や傷害事件など第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることは、第三者の行為による傷病とされています。このような場合も、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けることができます。また、被害者に過失がない限り、原則として加害者が医療費を負担することになります。

そのため、保険証を使用して治療を受ける場合は、保険年金課へ届け出をしてください。届け出がない場合、市から加害者へ治療費を請求できず、保険制度から医療費が支払われたままになってしまいます。

ただし、自己の故意の犯罪行為(飲酒運転による事故など)によるものなどでは、国民健康保険、後期高齢者医療制度から医療費を給付できない場合があります。

### ▶届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・交通事故証明書

- ▶問い合わせ 同課(内線271・227)



## デマンドタクシー事業の 指定乗降場所を募集します

行田市デマンドタクシーの指定乗降場所の登録を希望する店舗・事業所などを募集します。なお、指定乗降場所に登録されるのは令和3年4月1日からです。

- ▶対象 市内の店舗・事業所などを所有している方または代表者
- ▶申し込み 地域づくり支援課で配布している「指定乗降場所登録申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、12月28日(月)までに直接同課へ提出してください。
- ▶問い合わせ 同課暮らし安心担当(内線252)



## 令和2年国勢調査を実施します ～回答は簡単で便利なインターネットで～



国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象として実施する国の最も重要な調査で、統計法に基づき回答の義務がある大切な調査です。

調査結果は、さまざまな法令で使われる他、災害時に必要な物資の備蓄、社会福祉・生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられています。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

- ▶期 日 10月1日(木)
- ▶対 象 日本に住んでいる全ての人(外国人を含む)および世帯
- ▶調査方法 9月中旬から調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお配りします。配布の際に、調査の趣旨などの説明や世帯人数の聞き取りをインターネット越しに行い、調査書類は、郵便受けやドアポストに入れるなどして配布します。
- ▶回答方法 次のいずれかの方法で回答してください。
  - ・インターネットによる回答(スマートフォン、タブレット端末、パソコンから24時間回答可)
  - ・調査票(紙)を郵送提出用封筒(切手不要)に入れて投函
  - ・調査票(紙)を調査員に提出



インターネット回答期間

調査票(紙)での回答期間

9/14 (月) → 10/7 (水)      10/1 (木) → 10/7 (水)

- ▶その他 詳しくは、国勢調査2020総合サイト(<https://www.kokusei2020.go.jp/>)をご覧ください。



- ▶問い合わせ 広報広聴課統計担当(内線319)

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、皆さんと調査員ができる限り対面しない非接触の方法で行いますので、ご理解とご協力をお願いします。  
※対面での説明などが必要となる場合は、一定の距離を保ち、マスクを着用し簡潔に行います。